

佐世保市と九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームとの 連携に関する協定書

佐世保市（以下「甲」という。）と九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム（以下「乙」という。）は、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙相互の資源を活用した包括的な連携を推進し、大学等の教育・研究の一層の進展及び甲の地域課題解決の促進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。

- (1) 地域の高等教育の質向上に関する事項
- (2) 地域課題の解決や地域をテーマとする研究に関する事項
- (3) 地域の高等教育機関の持続的発展に関する事項
- (4) 産学官連携に関する事項
- (5) 地域社会の発展に向けた地域貢献事業に関する事項
- (6) 地域社会の国際化に関する事項
- (7) 就学前及び初等中等教育機関との連携・協力に関する事項
- (8) 参加団体間の人事交流や研修に関する事項
- (9) その他この協定の目的に資する事業の推進に関する事項

（連携の推進）

第3条 甲は前条の事項を円滑に推進するため、乙の設置する事業推進協議会に参加する。なお、事業推進協議会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成35年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の90日前までに、甲乙いずれかから文書により協定の終了の申し出がない限り、更に3年間継続し、以後も同様とする。

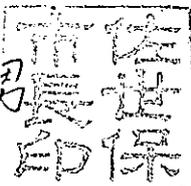
（その他）

第5条 この協定の具体的な事項の実施及び本協定書に定めのない事項については、甲と乙の協議によるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、各々1通を保有する。

平成30年8月30日

甲 佐世保市長

朝長 則男


乙 九州西部地域大学・短期大学連合
産学官連携プラットフォーム会長

中島 憲一郎
